

官報 号外

平成十五年四月二十二日

○第百五十六回 衆議院會議録 第二十四号

平成十五年四月二十二日(火曜日)

議事日程 第十五号

午後一時開議

- 第一 住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 食品安全基本法案(内閣提出)
- 第三 独立行政法人環境再生保全機構法案(内閣提出)
- 第四 日本環境安全事業株式会社法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第二 食品安全基本法案(内閣提出)
 - 日程第三 独立行政法人環境再生保全機構法案(内閣提出)
 - 日程第四 日本環境安全事業株式会社法案(内閣提出)
- 職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

日程第一 住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長報告を求めます。国土交通委員長河合正智君。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(河合正智君登壇)

○河合正智君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫が一般の金融機関による住宅資金の貸し付けを支援するための所要の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、住宅金融公庫の業務として、住宅の建設等に必要資金に係る金融機関が貸し付けた貸付債権について、債権譲り受けの業務及び債務保

証の業務を行うこと、
第二に、債権譲り受けの業務により譲り受けた貸付債権の回収に関する業務等を、金融機関等に委託することができること、
第三に、債権譲り受けの業務及び債務保証特定保険の業務に関する基金を設けること、
第四に、政府は、平成十九年三月三十一日まで、住宅金融公庫を廃止し、住宅金融公庫からその権利及び義務を承継する独立行政法人を設立するために必要な措置を講ずること

などであり、

本案は、去る四月三日本委員会に付託され、八日国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日に質疑に入り、十六日参考人からの意見聴取を行い、十八日質疑を終了しました。

質疑の中では、住宅金融公庫融資についての評価、住宅金融公庫の業務に証券化支援業務を追加する意義、民間金融機関の住宅ローンの状況、住宅の質的向上に関する誘導策などについて議論が行われました。

質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 食品安全基本法案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、食品安全基本法案を議題といたします。

○議長(佐々木秀典君) ただいま議題となりました食品安全基本法案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員長の報告を求めます。内閣委員長佐々木秀典君。
食品安全基本法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(佐々木秀典君登壇)

○佐々木秀典君 ただいま議題となりました食品安全基本法案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに

国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めようとするものであります。

本案は、去る三月十三日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。
本委員会におきましては、三月十九日谷垣國務大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二日から質疑に入り、同月九日には参考人から意見を聴取し、同月十六日には厚生労働委員会及び農林水産委員会と連合審査会を開催いたしました。

去る十八日質疑を行い、質疑終了後、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守新党の各派共同提案に係る修正案並びに日本共産党提案に係る修正案が提出され、両修正案についてそれぞれ提出者からその趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、日本共産党提案に係る修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党及び保守新党の各派共同提案に係る修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも可決されました。

平成十五年四月二十二日 衆議院會議録第二十四号 住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案 食品安全基本法案

平成十五年四月二十二日 衆議院會議録第二十四号

独立行政法人環境再生保全機構法案外一案
条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

れも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(補實民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第三 独立行政法人環境再生保全機構法案(内閣提出)

日程第四 日本環境安全事業株式会社法案(内閣提出)

○議長(補實民輔君) 日程第三、独立行政法人環境再生保全機構法案、日程第四、日本環境安全事業株式会社法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長松本龍君。

独立行政法人環境再生保全機構法案及び同報告書

書
日本環境安全事業株式会社法案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(松本龍君登壇)

○松本龍君 ただいま議題となりました両法律案について、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、独立行政法人環境再生保全機構法案について申し上げます。

本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、公害健康被害補償予防協会及び環境事業団を解散して、公害健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境保全活動の支援等の業務を行う独立行政法人環境再生保全機構を設立することとし、機構の資本金、役員及び職員、公害健康被害予防基金、地球環境基金の設置及び運用等に関する事項を定めようとするものであります。

次に、日本環境安全事業株式会社法案について申し上げます。

本案は、特殊法人等改革基本法及び特殊法人等整理合理化計画に基づく特殊法人の業務及び組織の見直しの一環として、現在、環境事業団が行っているPCB廃棄物の処理事業を効率的に行うため、PCB廃棄物の処理及び環境保全に関する情報提供等の業務を行う日本環境安全事業株式会社を設立することとし、会社がPCB廃棄物処理事業を経営する間は政府が会社の総株主の議決権の過半数を保有すること、会社が新株の発行、代表取締役の選定の決議、事業基本計画の策定等を行うについては環境大臣の認可を受けなければならないこと等を定めようとするものであります。

委員会においては、両案を一括して審査に付し、去る三月二十五日鈴木環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月十八日質疑を行い、討論、採決の結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決まりました。なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されたことを申し上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

次に、日程第四につき採決いたします。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

(賛成者起立)

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

まず、無料職業紹介事業について、地方公共団体が住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に附帯して行う場合及び特別の法律により設立された一定の法人がその構成員を対象として行う場合には、届け出制により実施することができるとしております。

次に、職業紹介事業の許可等の手続について、事業所単位から事業主単位に簡素化することとしております。

このほか、兼業禁止の廃止や委託募集の許可制の見直し等を行うこととしております。

第二は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正であります。

まず、派遣期間について、その上限を一年から三年に延長し、一年を超える派遣期間とする場合には、派遣先はその事業所の過半数を代表する労働者等に通知し、意見を聞くものとしております。

また、派遣先が期間の制限を超えて派遣労働者を使用しようとする場合、及び期間に制限がない業務に三年を超えて同一の労働者を受け入れていた場合において、新しく労働者を雇い入れようとするときには、その派遣労働者に対し、雇用契約の申し込みをしなければならないこととしております。

次に、物の製造の業務について、労働者派遣事業を行うことができることとし、この法律の施行後三年間は、派遣期間の上限を一年とすることとしております。

このほか、紹介予定派遣について派遣労働者の就業条件の整備等を行うとともに、労働者派遣事業の許可等の手続について事業所単位から事業主単位に簡素化すること等としております。

最後に、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございますので、よ

ろしく御審議のほどお願い申し上げたいと存じます。(拍手)

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(議員補佐) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。鍵田節哉君。

○鍵田節哉君(登壇) 〇鍵田節哉君 私は、民主党・無所属クラブを代表し、職業安定法及び労働者派遣法の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手) まず最初に、大臣の御見解をお聞きしたいことがございます。

先月、リクルート事件の主役である江副被告に対して、執行猶予つきながら有罪判決が言い渡されました。この事件は、多くの政治家や財界人を巻き込んだ大騒動でございました。

また、この判決に前後して、人材派遣会社日本マンパワーの代表取締役をめぐり一億円以上の巨額裏金問題が発覚いたしました。しかも、逮捕直前まで、被告の一人である坂井憲義議員は、衆議院厚生労働委員長を務めていました。人材ビジネスをめぐり政治と金にまつわる問題が明らかに

なるにつれ、人材派遣業が健全な労働市場を利権でむしばむ事態に、腹立たしい思いを強くいたします。(拍手) 特に見逃せないのが、坂井議員に対して人材派遣関連会社の不正な資金提供が始まった九六年当時、彼は労働政務次官として内閣の一端を担っていたことでもあります。当時、労働者派遣法の改正で、対象業務が十六業務から二十六業務に一律に拡大するなど、規制緩和が急速に進み、業界の派

イが大きく広がる一方、社会保険料未払い等が多発するなど、問題点も数多くクローズアップされておりました。

リクルート事件のときは、労働官僚にも未公開株が渡されるなど、その金権汚染は役所内部にも広がっておりましたが、大臣、今回の事件に關しましては、まさか、他の政治家やお役人にも広がっておりということはないでしょうか。

人材派遣業の規制緩和をめぐり業者と政治家、お役人の不透明な関係は、国民の政治不信を増幅させています。不正な資金提供についてどのように評価されているのか、さらに、この時期にまたしても規制緩和によって業者に便宜を与えるような派遣法の改正案を提出することについて、大臣のお考えをまずお聞かせください。(拍手)

次に、法案の中身について具体的にお伺いいたします。企業の人件費削減の流れを受け、人材派遣の主力である一般事務職の派遣料金は、今春、一時間千七百円から千九百円の水準で、五年連続して下落し、法施行以降、最低水準に落ち込む見通しになっております。競争入札が当たり前となり、一社当たりの受け入れ人数を多くするかわりに、派遣労働者一人当たりの料金が引き下げられているのです。派遣会社が派遣労働者に支払う時給も、一般事務職で平均千五百十九円と、底値を推移してまいります。

派遣労働は、派遣先にとっては、契約上の使用者責任を負うことなしに必要なときに必要な労働力を手に入れることができる、極めて利用価値が高い労働力の調達方法です。裏を返せば、派遣労働者にとっては、雇用関係と指揮命令関係が異なり、どうしても不安定な身分に置かれ、不利益をこうむりがちです。

また、正社員を派遣労働者にした上で自社に派遣する、人件費削減のため新規採用を控え、かわりに派遣労働者の導入を図るといった傾向はますます拡大していくことが予想され、このことが、派遣先の正規従業員の労働条件あるいは正社員になりたいたいという労働者に大きな影響を与えること

となり得ます。我が国も批准した民間職業紹介に関する条約であるILO百八十一号条約は、労働力の需給調整に關し、民間の役割を承認し、官民の事業が相互に協力する体制を構築しようとしています。加盟国である我が国には、憲法に規定する労働権保障の責務を果たし、そのための十分な基盤整備を行い、必要な法規制を加えることが求められていると考えます。

しかしながら、今回の労働者派遣法改正案は、派遣先、派遣元の都合だけが優先され、これ以上できないというところまで規制緩和を行う内容となっております。臨時的・一時的という位置づけは名ばかりで、派遣先にとって安い労働力の調達、使い勝手のよさだけが強調されているという印象をぬぐえません。

本来ならば、今回の法改正に当たっての論点は二つ、すなわち、一つ目は、派遣労働者が本当に安心して働ける状況をつくり、対等に交渉ができる雇用環境を保障していくこと、二つ目は、リストラの波の中で正規従業員の派遣社員化を安易に促進しないための実効性を確保することではないのですか。大臣のお考えをお伺いいたします。

今回の改正案は、臨時的・一時的労働需要を満たすという労働者派遣の位置づけを保持しながら、現行の派遣期間制限を一年から三年に延長しています。厚生労働省は、一年以上働きたい派遣スタッフと、もっと長期間働いてほしい派遣先の双方のニーズがあることを理由として挙げています。

ところが、派遣期間制限の延長が派遣元と派遣労働者との契約延長につながるには限らないわけでございます。

労働相談には、派遣元と派遣先は一年間の契約を結んでいるにもかかわらず、派遣元と派遣スタッフとの間の契約は三カ月契約の更新をしておるといふ不満が多く寄せられています。中途解約

を経験した人は、連合の調査でも、登録型派遣労働者で二六%、四人に一人、契約の短期化だけでなく、賃金の値崩れ、時間外労働は当たり前、拒否したら仕事はなくなるといった事例も指摘されています。

長く働きたいという派遣労働者の希望の裏には、安定した雇用につきたい、できれば正社員になりたいが、正社員としての雇用が容易には得られないこと、あるいは、休暇の取得もままならず、企業に従属せざるを得ない現在の正社員の働き方に強い抵抗感を感じるなどから、やむを得ず派遣を選んでいるという本音があるわけでございます。このことを見逃してはなりません。

派遣期間と雇用期間のずれを埋めていく、少なくとも使用者責任が不明確になりがちな登録型派遣は常定型に切りかえるなどの措置を講じなければならぬと考えますが、大臣の所見をお伺いいたします。

また、一年を超える派遣期間を定める場合は、「労働者の過半数を代表する者」に対し、当該期間を通知し、その意見を聴くこととしておりますが、これがなぜ常用雇用の代替防止になるのでしょうか。通知と意見聴取は別々に行うのかも含め、その趣旨を明確にお答えください。

さらに、今回の改正に伴い、一年の派遣期間制限の対象外となっている二十六業務に關し、同一の派遣労働者について労働者派遣が継続して三年を超えてはならない、いわゆる三年ルールが廃止されます。そのかわりに、直接雇用を促進するため、派遣先で三年継続して働いた派遣労働者に「雇用契約の申込みをしなければならない」という規定が加わりました。

しかし、条文をよく読めば、雇用契約の申し込みはその職場で常用雇用を必要としているときのみ、しかも、申し込みをしなくても労働者派遣としては有効である状態が続くなど、その実効性に大きな疑問が残ります。

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する鍵田節哉君の質疑

この施策により、どのくらいの派遣労働者が直接雇用されると見込んでおられるのでしょうか。数字を挙げて大臣のお考えをお示しください。

さて、改正案のもう一つの焦点として、製造工程業務の派遣解禁問題があります。製造業務への派遣労働の解禁は、たとえ派遣期間が一年でも、一気に広まる可能性を秘めており、労働監督の強化や安全衛生法規の見直し等、前提となる施策の充実が不可欠であります。

製造業の現場では、以前から、請負といながらも、実際には仕事の指揮命令を顧客企業に任せている事例が多く指摘されております。今回、実態としては派遣にはかならなかった偽装請負を追認することで、製造業の現場において外部委託が進み、戦後の我が国の発展の原動力となってきた物づくりが危機的状況に至ることを懸念する声が少なくありません。すなわち、不安定、劣悪な労働環境のもと、技能訓練は派遣元が行うのか、派遣先が行うのか、その主体も明確ではない中で、高度熟練技術の継承が困難になることが各方面から指摘されているところでございます。

製造業務への派遣労働の解禁に当たっては、少なくとも、こうした偽装請負を含め、違法派遣に対する制裁措置が十分に担保されなければならぬと考えますが、ガイドラインの策定を含め、大臣の御所見をお聞かせください。(拍手)

また、安全衛生に関しては、派遣元責任者と派遣先責任者とが「連絡調整を行うこと」という文言が入りますが、労災補償については、何ら言及されておられません。

労働者派遣において、労災補償は派遣元であり、派遣先は適用になりませんが、派遣先が製造

業であっても、派遣元には今までどおりサービスの保険料率が適用されるのでしょうか。派遣先に労災保険適用事業者としての責任を課さない限り、派遣先の安全衛生へのインセンティブは担保されないと考えますが、大臣のお考えをお伺いいたします。

正規労働者として雇用される可能性がある紹介予定派遣についても、今回、大幅な改正が行われます。すなわち、紹介予定派遣について法律上の明確に位置づけ、派遣就業開始前に面接、履歴書の送付等を可能とし、就業期間中の求人条件の明示を可能とするなど、労働者派遣法上の労働者派遣の一つとして紹介予定派遣を位置づける内容となっております。

しかしながら、派遣就業終了後に派遣先への職業紹介を予定している以上、紹介予定派遣は試用ないし見習い期間と同様の目的があると考えられ、それ以上の長期にわたる紹介予定期間は通常の労働者派遣との区別が不明確になると思われまが、大臣はどうお考えになりますか。紹介予定派遣の趣旨も含め、お考えを伺います。

以上、指摘しました問題は、ほんの一部にすぎません。このほか、労働者派遣法関連では、医療関係業務への派遣問題、派遣労働者の労使関係の確立、指導監督体制の整備、派遣労働者の教育訓練機会の創出、個別紛争処理機関の整備、派遣労働者と正規労働者の均等待遇の確立、派遣契約の解除の問題、社会保険の適用促進の問題など、また、職安法関連では、兼業禁止規制の削除の問題、許可単位の変更問題、求職者からの手数料徴収の引き上げ問題など、多くの課題が残っております。

こうした措置が、労使双方にとつての選択肢の拡大を図ることにならなければ改正の意味はないこと、特に、労働者が主体的に、個性を發揮しながら活躍できるための労働条件の確保、働き方のルールの明確化につながらなければまさに改悪にほかならないことを強く指摘し、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)
(国務大臣坂口力君登壇)

○国務大臣坂口力君 鍵田議員から御質問いただきましたので、お答えを申し上げます。

まず最初に、リクルート事件あるいはまた坂井議員の事件における不正な資金提供と派遣法改正案提出の関係についてお尋ねがございました。坂井議員が政治資金規正法違反等の罪で起訴されましたことは、大変遺憾なことであると思っております。

なお、今回の事件と労働政策の実施とは別次元の問題であり、私といたしましては、労働政策がこうした不正な資金提供によってゆがめられていくとは思っておりません。

今回提出しております労働者派遣法等の改正法案は、厳しい雇用失業情勢や働き方の多様化等に対応いたしまして、迅速、円滑かつ的確な労働力供給の結合を促進し、企業活動に必要な労働力の確保を図りますとともに、一人でも多くの方が雇用の機会を得られるようにするためのものであり、ぜひ速やかな御審議をお願い申し上げます。

派遣労働者の雇用環境や正規従業員の派遣社員化についてのお尋ねがございました。

派遣労働者の就業条件を整備いたしました、安心して働ける状況をつくり出すことは、大変重要なことであり、今回の改正法案におきましても、派遣元、派遣先の責任者の業務へ安全衛生の業務を追加いたしますとともに、派遣期間制限違反が生じないよう、派遣元事業主から派遣労働者への派遣停止の通知義務等を設けているところでございます。

また、労働者派遣事業の、臨時的・一時的な労働力の需給調整に関する対策としての位置づけは、今回の改正法案においても変更はなく、派遣期間を一年を超え三年までに延長する場合には、派遣先に労働者代表の意見聴取を義務づけるなどの措置を講じており、正規従業員の派遣社員化が安易に促進されるものとは考えておりません。

派遣期間と雇用期間のずれを埋める措置と登録型派遣を常用型派遣へ切りかえる措置についてのお尋ねがございました。

派遣期間の延長に伴いまして、派遣労働者と派遣元事業主との間で短期間の雇用契約の反復更新がなされる場合には、派遣労働者の雇用が不安定になる側面もありますことから、派遣元事業主は、雇用契約の締結に当たりまして、派遣労働者の雇用の安定が確保されるよう配慮することが望ましいと考えております。この点につきましても、審議会できさらに検討を重ねたいと考えているところでございます。

また、派遣労働者の中には、派遣元事業主に常時雇用されることを望まず、期間や職場を選んで働きたい労働者が相当数いることも考慮しますと、登録型派遣は労働力の需給調整面で一定の機能を果たしており、常用型派遣とともに、その必

要性が認められるものと考えております。
労働者過半数代表者からの意見聴取とその方法
についてのお尋ねがございました。

一年を超えて労働者派遣を受け入れることがで
きるものは、あくまでも、臨時的・一時的な業務に
ついて、その業務の処理に一年を超えて三年まで
の期間を要すると判断される場合に、派遣先が労
働者代表にその旨を通知し、意見を聞いて決定し
た期間内に限られるものでございます。

このため、労働者派遣の受け入れが臨時的・一
時的な業務に限られるというところに変更はないこ
とから、派遣期間の制限による常用代替の防止と
いう趣旨は維持されているものと考えておりま
す。

直接雇用される派遣労働者の見込みについての
お尋ねがございました。

派遣先が雇い入れようとする労働者の数は、景
気動向等に大きく影響される面がありますことか
ら、二十六業種に係る直接雇用の促進の措置によ
り派遣先に雇用される派遣労働者を定量的にお示
しすることはなかなか難しいと思っております。

しかし、現在でも、二十六業種におきまして、
派遣労働者の受け入れから三年経過時点で、派遣
先の直接雇用に切りかわる事業所も一定程度、約
二割でございますが、見られますので、今回の直
接雇用の促進の措置を法律に明記することによ
り、さらに派遣労働者から直接雇用に移る労働者
がふえるものと確信しているところでございま
す。

偽装請負に対する対処についてのお尋ねがござ
いました。
物の製造の業務への労働者派遣が可能となれ

ば、多数の製造現場において、請負と労働者派遣
のそれぞれが適正に実施されることを確保するた
めに、両者を明確に区分し、それぞれが適正に行
われるよう指導する必要があると思いますが、そのた
めには、行政上、これまで以上の専門性、効率性が
求められることとなります。

このため、偽装請負の問題につきましては、現
在、公共職業安定所にゆだねられております指導
監督業務を都道府県労働局に集中化し、指導監督
体制を強化したいと考えているところでございま
す。

また、ガイドラインの策定についてもお触れが
ございましたが、これは、現在、請負と労働者派
遣を明確に区分するための区分基準がございま
すので、この適切な運用を図りたいと考えておりま
す。もしこれで不十分であればさらに検討したい
と考えているところでございます。

労災補償についてのお尋ねがございました。
労働者派遣事業に係る労災保険率は、派遣労働
者が主としてどのような作業実態にあるかによ
って決定されるものであり、派遣元からの主たる派
遣先が製造業の場合には、派遣元に製造業の労災
保険率が適用されることとなります。

また、派遣労働者の安全衛生の確保のために派
遣先事業主に責任を負わせることが適切な事項に
ついては、派遣法上、派遣先事業主に義務を課し
ており、これらの履行確保を図ることにより、派
遣先事業主も災害防止に努めるものと考えており
ます。

最後に、紹介予定派遣の趣旨についてのお尋ね
がございました。

紹介予定派遣は、最初から直接雇用となると
ちゅうちょする事業主や労働者に対しては、雇
用機会を提供し、円滑な直接雇用の促進するとい
う積極的な意義を有しているものであり、今回の
改正法案におきましては、これを法律上明確に位
置づけまして、一層有効に機能させるために必要
な見直しを行うものでございます。

また、通常の労働者派遣と異なりまして、紹介
予定派遣の派遣期間につきましては、いたずらに
派遣期間が長期になることがないようにすること
が大切であり、指針等で必要な措置を講ずること
としたと考えております。この点につきましては
も、御指摘いただきました点を十分に踏まえた
と考えているところでございます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたし
ました。
午後一時四十四分散会

出席国務大臣

- 厚生労働大臣 坂口 力君
- 国土交通大臣 扇 千景君
- 環境大臣 鈴木 俊一君
- 国務大臣 谷垣 禎一君

出席副大臣

- 厚生労働副大臣 木村 義雄君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十八日、参議院議長から、次の法律の公
布を奏上した旨の通知書を受領した。
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の
締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の
一部を改正する法律

一、去る十八日、内閣から、議員鈴木宗男君につ
いて勾留期間が更新された旨の通知書を受領し
た。

(報告書及び文書受領)

一、去る十八日、内閣から次の報告書及び文書
を受領した。

森林・林業基本法第十條第一項の規定に基づ
平成十四年度森林及び林業の動向に関する年次
報告

森林・林業基本法第十條第二項の規定に基づ
平成十五年度において講じようとする森林及び
林業施策についての文書

(議員退職)

一、大分県第一区選出議員釘宮警君は、公職選挙
法第九十條により、去る二十日退職者とな
った。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員

辞任

- 北村 誠吾君
- 七条 明君
- 西川 京子君
- 左藤 章君

補欠

- 左藤 章君
- 砂田 圭佑君
- 山本 明彦君
- 北村 誠吾君

山本 明彦君 西川 京子君
砂田 圭佑君 七条 明君

議院運営委員

都築 讓君 補欠
児玉 健次君 連増 拓也君
連増 拓也君 都築 讓君
佐々木憲昭君 児玉 健次君
江崎洋一郎君 松浪健四郎君

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任

近岡理一郎君 補欠
釘宮 磐君 中本 太衛君
太田 昭宏君 西 博義君
中本 太衛君 近岡理一郎君
鮫島 宗明君 釘宮 磐君
西 博義君 太田 昭宏君

法務委員

辞任

後藤田正純君 補欠
笹川 堯君 岡下 信子君
上田 勇君 浜田 靖一君
石原健太郎君 白保 合一君
不破 哲三君 黄川田 徹君
岡下 信子君 中林よし子君
浜田 靖一君 後藤田正純君
白保 合一君 笹川 堯君
黄川田 徹君 上田 勇君
中林よし子君 石原健太郎君
不破 哲三君

財務金融委員

辞任

坂本 剛二君 補欠
竹本 直一君 相沢 英之君
相沢 英之君 福井 照君
福井 照君 竹本 直一君

厚生労働委員

辞任

奥谷 通君 補欠
後藤田正純君 原田 義昭君
田村 憲久君 小淵 優子君
棚橋 泰文君 滝 実君
小淵 優子君 木村 太郎君
木村 太郎君 後藤田正純君
滝 実君 棚橋 泰文君
原田 義昭君 田村 憲久君
奥谷 通君

国土交通委員

辞任

岩崎 忠夫君 補欠
永井 英慈君 岡下 信子君
伴野 豊君 井上 和雄君
岡下 信子君 永井 英慈君
井上 和雄君 伴野 豊君
鈴木 康友君

環境委員

辞任

木村 太郎君 補欠
阪上 善秀君 松島みどり君
鳩山 邦夫君 平沢 勝栄君
平沢 勝栄君 渡辺 博道君
松島みどり君 木村 太郎君
渡辺 博道君 鳩山 邦夫君

(常任委員退職)

一、去る二十日、内閣委員釘宮磐君は、公職選挙法第九十条により退職者となった。
(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

個人情報保護に関する特別委員

辞任

北村 誠吾君 補欠
大畠 章宏君 武正 公一君
春名 真章君 赤嶺 政賢君
山本 幸三君 北村 誠吾君
武正 公一君 大畠 章宏君
赤嶺 政賢君 春名 真章君

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
青少年問題に関する特別委員

辞任

鎌田さゆり君 補欠
山元 勉君 中村 哲治君
小林 守君 山元 勉君
中村 哲治君 鎌田さゆり君

武力攻撃事態への対処に関する特別委員

辞任

中山 正暉君 補欠
山口 泰明君 水野 賢一君
玄葉光一郎君 佐藤 勉君
赤松 正雄君 永田 寿康君
佐藤 勉君 赤羽 一嘉君
水野 賢一君 山口 泰明君
永田 寿康君 中山 正暉君
玄葉光一郎君

個人情報保護に関する特別委員

辞任

赤羽 一嘉君 赤松 正雄君
石田 真敏君 補欠
松浪 健太君 松島みどり君
保坂 展人君 山内 恵子君
松島みどり君 小西 理君
小西 理君 石田 真敏君
水野 賢一君 松浪 健太君
山内 恵子君 保坂 展人君

個人情報保護に関する特別委員

辞任

岩永 峯一君 補欠
滝 実君 山口 泰明君
橋 康太郎君 渡辺 博道君
福井 照君 馳 浩君
宮澤 洋一君 松島みどり君
中村 哲治君 永田 寿康君
西村 眞悟君 連増 拓也君
近藤 基彦君 福井 照君
馳 浩君 橋 康太郎君
松島みどり君 宮澤 洋一君
山口 泰明君 岩永 峯一君
渡辺 博道君 滝 実君
永田 寿康君 中村 哲治君
連増 拓也君 西村 眞悟君

(憲法調査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法調査委員会

辞任

補欠

- 今野 東君 三井 辨雄君
- 北川れん子君 原 陽子君
- 井上 喜一君 山谷えり子君
- 三井 辨雄君 今野 東君
- 原 陽子君 北川れん子君
- 山谷えり子君 井上 喜一君

(議案提出)

一、去る十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

安全保障基本法案(一川保夫君外一名提出)

非常事態対処基本法案(一川保夫君外一名提出)

(議案受領)

一、去る十八日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

二十一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約の締結について承認を求めの件
国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約の締結について承認を求めの件
生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締結について承認を求めの件

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案
揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案
海上衝突予防法の一部を改正する法律案
日本郵政公社法の一部を改正する法律案

一、去る十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
乳幼児医療費の支給に関する法律案
(議案付託)

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号) 内閣委員会 付託
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めの件(条約第六号) 外務委員会 付託

(議案送付)

一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案
林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案
森林法の一部を改正する法律案

一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

安全保障基本法案(一川保夫君外一名提出)
非常事態対処基本法案(一川保夫君外一名提出)
(議案通知書受領)

一、去る十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の

一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

感染症対策に関する質問主意書(川田悦子君提出)
報道の自由に関する質問主意書(長妻昭君提出)
全国警察署の犯罪発生件数及び検挙率に関する質問主意書(長妻昭君提出)
(答弁書受領)

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員荒井聰君提出都道府県知事と國務大臣の兼任の可否に関する質問に対する答弁書
衆議院議員城島正光君提出第一五六国会に政府が提出した労働基準法の一部を改正する法律案に関する再質問に対する答弁書

平成十五年四月四日提出
質問 第四六号

都道府県知事と國務大臣の兼任の可否に関する質問主意書
提出者 荒井 聰

都道府県知事と國務大臣の兼任の可否に関する質問主意書
提出者 城島 正光

現行法令には、都道府県知事と國務大臣の兼任について、それを明確に禁ずる規定は存しないものと思われる。しかし、本件に関する政府の見解は明らかでない。

一 現行法令上、都道府県知事と國務大臣の兼任は

可能であるか否か。
右質問する。

内閣衆議院一五六第六号
平成十五年四月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員荒井聰君提出都道府県知事と國務大臣の兼任の可否に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員荒井聰君提出都道府県知事と國務大臣の兼任の可否に関する質問に対する答弁書

國務大臣と都道府県知事の兼任を禁止する明文の規定はない。しかしながら、内閣の一員として國政を担う國務大臣には全力を尽くして職務に専念することが求められており、都道府県を統轄しこれを代表する知事も同様である。こうした職責の重大さにかんがみ、現に都道府県知事である者を國務大臣に任命することは考えられない。

平成十五年四月十一日提出
質問 第五一号

第一五六国会に政府が提出した労働基準法の一部を改正する法律案に関する再質問主意書
提出者 城島 正光

第一五六国会に政府が提出した労働基準法の一部を改正する法律案に関する再質問主意書
提出者 城島 正光

第一五六国会に政府が提出した労働基準法の一部を改正する法律案に関してお尋ねする。

一 第八十九条第三号に基づき就業規則中に「解雇の事由」の規定が存在することは、第十八条の二でいう「この法律又は他の法律の規定によりその使用する労働者の解雇に関する権利が制限されている場合」に該当すると解するの否か。

二 (前掲一項の質問に対する回答が「該当する」の場合)

どの法律のどの規定に該当して、解雇に関する権利が制限されるのか。

三 (前掲一項の質問に対する回答が「該当しない」の場合)

1 使用者が就業規則所定の「解雇の事由」に該当しない別の事由で労働者を解雇することに關して、第十八条の二所定の「使用者は、この法律又は他の法律の規定によりその使用する労働者の解雇に関する権利が制限されている場合を除き、労働者を解雇することができる」という条項に違反しないばかりか、第十八条の二に基づき「解雇することができ」と積極的に解されることになると思われるが、いかがか。

2 第八十九条第三号に「解雇の事由」を付加した場合、労働者は、就業規則の所定の「解雇の事由」の趣旨に關して、「就業規則所定の解雇の事由に該当しなければ解雇されることはない」と理解する可能性が高いが、かかる理解は誤りであるというのが内閣の見解か。

内閣衆質一五六第五一号

平成十五年四月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員城島正光君提出第一五六国会に政府が提出した労働基準法の一部を改正する法律案に關する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員城島正光君提出第一五六国会に政府が提出した労働基準法の一部を改正する法律案に關する再質問に対する答弁書

一及び二について

労働基準法の一部を改正する法律案中労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十八条の二(以下「第十八条の二」という)における、この法律又は他の法律の規定によりその使用する労働者の解雇に関する権利が制限されている場合」とは、使用者がその使用する労働者を解雇することが制限される場合が法律で規定されているものをいうものである(労働基準法第十九条等)。

一方、労働基準法の一部を改正する法律案による改正後の労働基準法第八十九条第三号(以下「第八十九条第三号」という)は、就業規則において「解雇の事由」を記載することを義務付けらるものであって、使用者の解雇に関する権利を制限することを規定している条文ではない。このため、お尋ねのように就業規則中に「解雇の事由」が記載されていることは、「この法律又は他の法律の規定によりその使用する労働者の解雇に関する権利が制限されている場合」に該当

しない。

三の1について

第八十九条第三号は、就業規則に記載された「解雇の事由」以外の事由によって使用者がその使用する労働者を解雇することを制限するという法律効果を有する条文ではないと解している。したがって、お尋ねの場合の解雇の効力については、第十八条の二の規定に基づいて判断されることとなる。

なお、第十八条の二は、御指摘の本文を規定するのみならず、ただし書において「その解雇が、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と規定するものであるから、お尋ねの場合の解雇の効力は、第十八条の二の本文とただし書に規定する内容を併せて判断されるものである。

三の2について

第八十九条第三号は、就業規則において「解雇の事由」を記載することを義務付けるものであるが、当該就業規則に使用者がどのように「解雇の事由」を記載するかまでを定めたものではなく、また、当該就業規則に記載された「解雇の事由」以外の事由によって使用者がその使用する労働者を解雇することを制限するという法律効果を有する条文ではないと解している。したがって、具体的な解雇の効力については、就業規則に記載された内容も含めて、第十八条の二の規定に基づいて判断されることとなる。

(答弁通知書受領)

一、去る十八日、内閣から、衆議院議員長妻昭君

提出審査、検査等を担当する公益法人の接待の実態に關する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年八月四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年二月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律

(住宅金融公庫法の一部改正)

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「資金で」を「資金について」に、「を融通すること」を「を自ら融通し、又は銀行その他一般の金融機関による融通を支援するための貸付債権の譲受け若しくは貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うこと」に改め、「同条第二項中「の外」を「のほか」に、「基き」を「基づき」に改め、「昭和三十年法律第六十三号」の下に「以下「保険法」という」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、「同条第三項中「の外」を「のほか」に改める。

第五条第三項後段中「住宅融資保険法(以下「保険法」という)による保険の」を「第二十六条

の三第一項の規定により第二十六條の二第一項第二号に掲げる債権譲受けの業務、同号に掲げる債務保証特定保険の業務又は同項第三号に掲げる保険の業務に関して設けられたに、その金額を、それぞれの金額に改める。

第十七條第十二項第四号中「貸付金の下に〔譲り受けた貸付債権又は保険法第五條第一項に規定する特定保険関係(以下単に「特定保険関係」という。)が成立した貸付けについて商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百六十二條第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係るものを含む。〕を加え、同項を同条第十三項とし、同条第九項から第十一項までを「項すつ繰り下げ、同条第八項の次に次の一項を加える。9 公庫は、第一條第一項に掲げる目的を達成するため、住宅の建設又は既存住宅の購入に必要な資金(当該住宅の建設又は既存住宅の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、当該土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)の貸付けに係る主務省令で定める金融機関の貸付債権について、次の業務を行う。

一 当該貸付債権の譲受け(以下「債権譲受け」という。)
二 当該貸付債権(保険法第五條第二項に規定する債務保証特定保険関係(以下単に「債務保証特定保険関係」という。)が成立した貸付けに係るもの)に限り、その信託の受益権を含む。)を担保とする債券その他これに準ずる主務省令で定める有価証券に係る債務の保証(以下「債務保証」という。)

第十八條中「第十項及び第十一項を」第十一

項及び第十二項に、「若しくは第十項を」若しくは第十一項に改める。

第十八條の二中「第十項及び第十一項を」第十一項及び第十二項に改める。

第二十條第五項中「第十七條第十項又は第十一項を」第十七條第十一項又は第十二項に、
「同条第十項第一号を」同条第十一項第一号に改める。

第二十一條第一項中、「第十項又は第十一項」を、「第十一項又は第十二項」に改め、同項の表八の項中「第十七條第十項又は第十一項を」第十七條第十一項又は第十二項に、「同条第十項第一号を」同条第十一項第一号に改め、同条第三項中「第十項若しくは第十一項を」第十一項若しくは第十二項に改める。

第二十一條の二第二項中「第十項を」第十一項に改める。

第二十一條の四第一項ただし書中「第十項を」第十一項に改め、同条第三項第四号中「第十項若しくは第十一項を」第十一項若しくは第十二項に改め、同項第六号中「第十七條第十項又は第十一項を」第十七條第十一項又は第十二項に改め、同項第七号及び第八号中「第十項若しくは第十一項を」第十一項若しくは第十二項に改める。

第二十一條の五中「第十七條第十項又は第十一項を」第十七條第十一項又は第十二項に、「同条第十項第一号を」同条第十一項第一号に改める。

第二十二條の二中「第十項又は第十一項を」第十一項又は第十二項に改める。
第二十二條の三第一項第二号中「第十七條第十項又は第十一項を」第十一項に改める。

第十項又は第十一項を」第十七條第十一項又は第十二項に、「同条第十項第一号を」同条第十一項第一号に改める。

第二十二條の四第二項中「元利金を」その貸付けに係る元利金に改める。

第二十三條第一項中、「第三号を」第四号に改め、同項第三号ホ中「第十項及び第十一項」を「第十一項及び第十二項」に改め、同項第四号とし、同項第二号イ中「保険法第五條に規定する」及び「明治三十二年法律第四十八号」を削り、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 主務省令で定める金融機関その他政令で定める法人 次に掲げる業務

イ 譲り受けた貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務
ロ イに規定する元利金の回収に関連して取得した不動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分

第二十三條第八項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「に対し、」の下に「第十七條第九項に規定する業務、同条第十三項第四号譲り受けた貸付債権又は特定保険関係が成立した貸付けに基づいて商法第六百六十二條第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係る貸付金の回収に係る部分に限る。」に規定する業務及びを加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第三号を」第一項第二号若しくは第四号に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項各号に掲げる者は、他の法律の規定

にかかわらず、公庫が同項の規定により委託した業務を受託することができる。

第二十四條第二項中「並びに第十七條第十二項各号を」第十七條第九項に規定する貸付債権に係る住宅の規模及び規格に関する基準その他同項に規定する業務の処理に関する準則並びに第十七條第十三項各号に改める。

第二十六條の二第一項を次のように改める。
公庫は、次に掲げる業務については、それぞれ特別勘定を設けて経理しなければならない。

一 勤労者財産形成促進法第十条第一項に規定する勤労者又は同項に規定する公務員に対する同項本文の規定による貸付け(以下「財形住宅貸付け」という。)の業務
二 債権譲受けの業務、債務保証の業務及び保険法による債務保証特定保険(債務保証特定保険関係に係る保険をいう。以下同じ。)の業務

三 保険法による保険の業務(債務保証特定保険の業務を除く。)

第二十六條の二第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に、「これを」を「主務省令で定めるところにより、その全部又は一部を」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「取りくずして」を「取り崩して」に、「うめられない」を「埋められない」に、「繰越」を「繰越し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「うめる」を「埋める」に、「第三項を」第二項に、「取りくずして」を「取り崩して」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

九

5 前各項に定めるもののほか、第一項の特別勘定の経理に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第二十六條の二の次に次の一条を加える。
(基金)

第二十六條の三 公庫は、債権譲受けの業務、債務保証特定保険の業務及び前条第一項第三号に掲げる保険の業務に關してそれぞれ基金を設け、第五條第三項の規定により政府がそれぞれ当該基金に充てるべきものとして示した金額に相当する金額と次項及び第三項の規定によりそれぞれ当該基金に組み入れられた金額との合計額をもつてこれに充てるものとする。

2 公庫は、前項の基金のそれぞれに充てるため必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、資本金(既に同項のそれぞれの基金に充てるべきものとして示され、又は組み入れられたものを除く。)の一部をそれぞれの基金に組み入れることができる。

3 公庫は、債権譲受けの業務又は債務保証特定保険の業務に係る基金に充てるため必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、前条第一項第三号に掲げる保険の業務に係る基金の一部を減額し、これに相当する額を債権譲受けの業務又は債務保証特定保険の業務に係る基金に組み入れることができる。

第二十七條第三項中「前条第一項」を「第二十六條の二第一項」に改め、「の損益」の下に「同条第二項の規定により積立金を積み立てたときは、当該積立金として積み立てた額」を加える。

第二十七條の二第一項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

第二十七條の二第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならぬ。

第二十七條の三第三項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第四項第一号中「第十項又は第十一項」を「第十一項又は第十二項」に改める。

第二十七條の五中「貸付債権」の下に「譲り受けた貸付債権を含む。第二十七條の七第一項において同じ。」を加える。

第二十七條の六第一項中「を除く。」の下に「又は債権譲受け」を加え、「その貸付債権」を「それぞれ当該貸付け又は債権譲受けに係る貸付債権」に改める。

第二十七條の七第二項中「金融機関」の下に「又は同項第二号に規定する主務省令で定める金融機関その他政令で定める法人を、業務」の下に「公庫の貸付けに係る貸付債権に關する業務にあつては、」を加え、「第六項まで」を「第七項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公庫は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第

一項の規定により受託した同項各号に掲げる業務(譲り受けた貸付債権に係るものに限る。)を委託することができる。第二十三條第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

第三十二條第一項中「第二十三條第七項若しくは第八項」を「第二十三條第八項若しくは第九項」に改める。

第三十二條の二第一項中「第二十三條第一項第三号」を「第二十三條第一項第四号」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第三十五條第四項中「第十項又は第十一項」を「第十一項又は第十二項」に改める。

第三十五條の二第三項中「第十七條第十項又は第十一項」を「第十七條第十一項又は第十二項」に改める。

第三十六條中「第十七條第十二項第二号」を「第十七條第十三項第二号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十條から第四十三條までを次のように改める。

(貸金業の規制等に関する法律の適用除外)

第四十條 公庫が貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二條第二項に規定する貸金業者から主務省令で定めるところにより債権譲受けを行う場合には、同法

第二十四條の規定は、適用しない。

第四十一條から第四十三條まで 削除

第四十七條中「第二十三條第八項」を「第二十三條第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第四十八條中「第二十三條第七項若しくは第

八項」を「第二十三條第八項若しくは第九項」に改める。

附則第七項第二号中「第十七條第十項又は第十一項」を「第十七條第十一項又は第十二項」に、「同条第十項第一号」を「同条第十一項第一号」に改める。

附則第十一項中「第六項まで」を「第七項まで」に改める。

附則第十二項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

(住宅融資保険法の一部改正)

第二条 住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 公庫が貸付債権(その信託の受益権を含む。)を担保として発行される債券その他住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第十七條第九項第二号に規定する有価証券について同号の規定により債務の保証を行うことを予定して前項の規定により承認したときは、当該承認をした貸付けに係る保険関係

(以下「債務保証特定保険関係」という。)については、同項中「貸付金の額」とあるのは、「貸付金(利息その他の附帯の債権で政令で定めるものを含む。以下同じ。)の額」とする。

第九條第一項に次のただし書を加える。

ただし、債務保証特定保険関係に基づく保険金については、この限りでない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(独立行政法人の設立等)

第三条 政府は、特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)第五条第一項に規定する特殊法人等整理合理化計画に基づき、住宅金融公庫(以下「公庫」という。)の貸付けを段階的に縮小させるとともに、平成十九年三月三十一日までに、別に法律で定めるところにより、公庫を廃止し、公庫からその権利及び義務を承継する独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)を設立するために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、当該独立行政法人には、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する業務に相当する一般の金融機関の住宅資金の貸付けを支援する業務のほか、公庫が行う同項に規定する業務の実施状況、一般の金融機関の住宅資金の貸付けの状況等を勘案し、必要な業務を行わせるものとする。

(郵便貯金法の一部改正)

第四条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第六十条中「第十項若しくは第十一項を」第十一項若しくは第十二項に改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十二号中「第十七条第十二項第三号」を「第十七条第十三項第三号」に改め

る。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正) 第六条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「債務保証料(及び「弁済金」)の下に「住宅金融公庫及び」を加える。

(産業労働者住宅資金融通法の一部改正) 第七条 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第十項若しくは第十一項を」第十一項若しくは第十二項に改める。

第十条第二項中「第六項まで」を「第七項まで」に改める。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正) 第八条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第五項中「第十七条第十項を」第十七条第十一項に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正) 第九条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第五項又は第六項を」第六項又は第七項に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正) 第十条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第六項中「第十項又は第十一項を」第十一項又は第十二項に改める。

「第十一項又は第十二項」に改める。

第二十一条第一項中「行なう」を「行う」に、「保険の業務」を「業務、同条第十項に規定する保険の業務若しくは同条第十三項第四号(譲り受けた貸付債権又は住宅融資保険法(昭和三十一年法律第六十三号)第五条第一項に規定する特定保険関係が成立した貸付けについて商法明治三十二年法律第四十八号第六百六十二条第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係る貸付金の回収に係る部分に限る。)に規定する業務」に改める。

第二十七条第八項中「明治三十二年法律第四十八号」を削る。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正) 第二十一条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第七項中「第十一項を」第十二項に、「第二十三条第一項第三号を」第二十三条第一項第四号に、「第十七条第十二項各号」を「第十七条第十三項各号」に改め、同条第九項中「第十七条第十一項を」第十七条第十二項に、「第十項前段を」第十一項前段に改める。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正) 第十二条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項中「第十一項を」第十二項に、「第十項を」第十一項に改める。

(独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改正) 第十三条 独立行政法人雇用・能力開発機構法

(平成十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条のうち、住宅金融公庫法第二十三条第八項の改正規定中「第二十三号第八項を」第二十三号第九項に改め、同法附則第十二項の次に二項を加える改正規定中「第六項まで」を「第七項まで」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正) 第十四条 国土交通省設置法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第六十八号中「資金の融通」の下に「貸付債権の譲受け、債務の保証」を加える。

理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫が一般の金融機関による住宅資金の貸付けを支援するための貸付債権の譲受け又は貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫が一般の金融機関による住宅資金の貸付けを支援するための所要の措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 住宅金融公庫(以下「公庫」という。)の目的に、銀行その他一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け又は貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うことを位置付けること。
- 2 公庫の業務として、住宅の建設等に必要資金に係る金融機関が貸し付けた貸付債権について、債権譲受けの業務及び債務保証の業務を行うこと。
- 3 債権譲受けの業務により譲り受けた貸付債権の回収に関する業務等を、金融機関等に委託することができること。
- 4 債権譲受けの業務、債務保証の業務及び公庫が債務保証を行うことを予定して承認した貸付けに係る住宅融資保険(以下「債務保証特定保険」という。)の業務については、特別勘定を設けて経理すること。
- 5 債権譲受けの業務及び債務保証特定保険の業務に関する基金を設けること。
- 6 債権譲受けの業務により譲り受けた貸付債権を公庫債券に係る債務の担保に供するたため、その貸付債権を信託会社等に信託すること等ができること。
- 7 債務保証特定保険については、保険対象の拡大等を行うこと。
- 8 この法律は、公布の日から施行すること。
- 9 政府は、公庫の貸付けを段階的に縮小させるとともに、平成十九年三月三十一日まで、別に法律で定めるところにより、公庫を廃止し、公庫からその権利及び義務を承継する独立行政法人を設立するために必要な措置

を講ずること。

二 議案の可決理由
 特殊法人等整理合理化計画を実施するため、住宅金融公庫が一般の金融機関による住宅資金の貸付けを支援するための所要の措置等を講じることとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
 住宅金融公庫の資本金から、四十億円を証券化支援基金に組み入れることとされている。

右報告する。

平成十五年四月十八日
 国土交通委員長 河合 正智
 衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)
 住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 今後の住宅政策の展開に当たっては、公共賃貸住宅、民間賃貸住宅及び持家住宅についてバランスのとれた施策を講ずることとし、民間賃貸住宅の居住水準の向上を図ること。

二 住宅金融公庫の資産負債管理の推進に当たっては、資金調達手段の多様化と財務状況の公開を積極的に行うこと。

三 住宅金融公庫の貸付けに係る住宅の耐久性に関する技術の普及に努めるとともに、引き続き住宅建設コストの低減に努めること。

- 四 良質な中古住宅の流通の円滑化のために、中古住宅の評価システムの普及、市場における住宅情報の提供機能の整備等に努めること。
- 五 住宅金融公庫融資に係る延滞債務が増加している現状にかんがみ、今後の経済状況を踏まえ利用者の事情に配慮した返済困難者対策を講ずるよう努めること。
- 六 住宅金融公庫融資については、障害者、高齢者等社会的弱者の居住の安定、シックハウス問題への対応、地域材を用いた木造住宅の建設推進、外断熱の推進等住宅の省エネルギー化等の政策誘導機能を重視したものとなるよう努めること。
- 七 証券化支援業務の推進に当たっては、将来的に保証型の支援業務が拡大するよう努めることに保証型の支援業務が拡大するよう努めること。
- 八 住宅金融公庫から、その権利及び義務を承継する独立行政法人の業務については、平成十九年三月三十一日までに、民間金融機関が長期固定ローンを大量・安定的かつ公平に供給している状況を充分検討した上で、国民の住宅取得に支障がないように留意して決定すること。

第二章 施策の策定に係る基本的な方針(第十条—第二十一条)

第三章 食品安全委員会(第二十二条—第三十条)

附則 八条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、すべての飲食物(業事法昭和三十五年法律第四百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいう。

(食品の安全性の確保のための措置を講ずるに当たっての基本的認識)

第三条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

(食品供給行程の各段階における適切な措置)

第四条 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程(以下「食品供給行程」という。)におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、食

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

食品安全基本法

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成十五年二月七日

品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

(国民の健康への悪影響の未然防止)

第五条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることにより、食品を採取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第六条 国は、前三条に定める食品の安全性の確保についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第八条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。)若しくは添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二条第二項に規定する添加物をいう。)又は器具(同条第四項に規定する器具をいう。)若しくは容器包装(同条第五項

に規定する容器包装をいう。)の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者以上、食品関連事業者(以下「事業者」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第九条 消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることにより、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 施策の策定に係る基本的な方針

(食品健康影響評価の実施)

第十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすお

それがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。

二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。

三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

2 前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。

3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

(国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定)

第十二条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第一項又は第二項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。

(情報及び意見の交換の促進)

第十三条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(緊急の事態への対処等に関する体制の整備等)

第十四条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。

(関係行政機関の相互の密接な連携)

第十五条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

(試験研究の体制の整備等)

第十六条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、科学的知見の充実に努めることが食品の安全性の確保上重要であることにかんがみ、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置が講じられなければならない。

(内外の情報の収集、整理及び活用等)

第十七条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

(表示制度の適切な運用の確保等)

第十八条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の表示が食品の安全性の確保に關し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用の確保その他食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置が講じられなければならない。

(食品の安全性の確保に関する教育、学習等)

第十九条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に關する広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に關する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。

(環境に及ぼす影響の配慮)

第二十条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮して、これが行われなければならない。

(措置の実施に關する基本的事項の決定及び公表)

第二十一条 政府は、第十一条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に關する基本的事項(以下「基本的事項」とい

う。)を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本的事項を公表しなければならない。

4 前二項の規定は、基本的事項の変更について準用する。

第三章 食品安全委員会

(設置)

第二十二条 内閣府に、食品安全委員会(以下「委員会」といふ。)を置く。

(所掌事務)

第二十三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第二十一条第二項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。

二 第二条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。

三 前号の規定により行つた食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

四 第二号の規定により行つた食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に關する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。

六 第二号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。

七 第二号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。

八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に關する関係者相互間の情報及び意見の交換に關する事務の調整を行うこと。

九 委員会は、前項第二号の規定に基づき食品健康影響評価を行つたときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。

十 委員会は、前項の規定による通知を行つたとき、又は第一項第三号若しくは第四号の規定による報告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその報告の内容を公表しなければならない。

十一 関係各大臣は、第一項第三号又は第四号の規定による報告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一 食品衛生法第四条第二号ただし書(同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を害う虞がない場合を定めようとするとき、同法第四条の二の規定による販売の禁止をしようとするとき、同

法第五条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第六条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項(同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)若しくは同法第十条第一項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第十九条の十八第一項の規定により基準を定めようとするとき。

二 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第一条の三の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第二条第一項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は同法第三条第二項(同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の基準(同法第三条第一項第六号又は第七号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。)を定め、若しくは変更しようとするとき。

三 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三条の規定により公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

四 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第四条第一項の届出伝染病を定める農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第六十二条の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に關する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二条

第三項の規定により飼料添加物を指定しようとするとき、同法第二条の第二項の規定により基準若しくは規格を設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき、又は同法第二条の六の規定による販売の禁止をしようとするとき。

六と畜場法(昭和二十八年法律第一百四十四号)第九條第一項第三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第十條第五項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

七 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)第四條第二項(同条第一項第一号から第三号までの規定に係る部分に限る。)の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

八 薬事法第十四條第一項(同法第二十三條において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第八十三條の規定により読み替えて適用される同項の規定による動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品若しくは医療用具(以下「動物用医薬品等」という。)についての承認をしようとするとき、同法第十四條の四第一項(同法第九條の四及び第二十三條において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第八十三條の規定により読み替えて適用される同項の規定による動物用医薬品等について、同法第十九條の四及び第二十三條において準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第八十三條の規定により読み替えて適用される同項の規定による動物用医薬品等につ

いての再評価を行おうとするとき、同法第九條の第二項若しくは第八十三條の規定により読み替えて適用される同項の規定による動物用医薬品等についての承認をしようとするとき、又は同法第八十三條の第二項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき。

九 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)第二条第三項の政令(農用地の土壤に含まれることに起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されるおそれがある物質を定めるものに限る。)又は同法第三条第一項の政令(農用地の利用に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されると認められ、又はそのおそれが著しいと認められる地域の要件を定めるものに限る。)の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十一条、第十五條第五項又は第十九條の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

十一 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五十号)第六条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

十二 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第七條第一項又は第二項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

十三 前各号に掲げるものは、政令で定めるとき。関係各大臣は、前項ただし書の場合(関係各

大臣が第十一条第一項第三号に該当すると認められた場合に限る。)においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

(資料の提出等の要求)
第二十五條 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。(調査の委託)

第二十六條 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の四の規定により設立された法人、事業者その他の民間の団体、都道府県の試験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

(緊急時の要請等)
第二十七條 委員会は、食品の安全性の確保に關し重大な被害が生じ、又は生じざるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の試験研究機関に対し、食品健康影響評価に必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができる。

2 国の関係行政機関の試験研究機関は、前項の規定による委員会の要請があったときは、速や

かにその要請された調査、分析又は検査を実施しなければならない。

3 委員会は、食品の安全性の確保に關し重大な被害が生じ、又は生じざるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成十一年法律第八十号)第十二條第一項の規定による求め又は独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成十一年法律第百八十三号)第十二條第一項、独立行政法人農業技術研究機構法(平成十一年法律第九十二号)第十二條第一項、独立行政法人農業環境技術研究所法(平成十一年法律第九十四号)第十二條第一項、独立行政法人食品総合研究所法(平成十一年法律第九十六号)第十二條第一項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法(平成十一年法律第九十九号)第十二條第一項の規定による要請をしよう求めることができる。

(組織)
第二十八條 委員会は、委員七人をもって組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

(委員の任命)
第二十九條 委員は、食品の安全性の確保に關し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を

官 報 (号 外)

任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の任期)

第三十条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の罷免)

第三十一条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務)

第三十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員の給与)

第三十三条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第三十四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三十五条 委員会は、委員長が招集する。2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(専門委員)

第三十六条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第三十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第三十八条 この章に規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十九条第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(最初の委員の任命)

第一条 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第二十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号の二を第十三号の二の三とし、第十三号の二を第十三号の二の二とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 食品安全委員会の常勤の委員
第一条中第十九号の二の二を第十九号の二の三とし、第十九号の二を第十九号の二の二とし、第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 食品安全委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「地方財政審議会委員」を「地方財政審議会委員
を「食品安全委員会の常勤の委員」に改める。

(薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 食品安全基本法(平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第八号中(同法第二十三条において準用する場合を含む。以下同じ)を削り、「医療用具を「医療機器」に、

「第十四条の四第一項」を「第十四条の第三第一項(同法第二十条第一項において準用する場合を含む。以下同じ)若しくは同法第八十三条の規定により読み替えて適用される同法第十四条の三第一項の規定による動物用医薬品等についての承認をしようとするとき、同法第十四条の四第一項」に改め、「及び第二十三条」を削り、「第十四条の五第一項」を「第十四条の六第一項」に改める。

(独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条の次に次の一条を加える。

(食品安全基本法の一部改正)

第十六条の二 食品安全基本法(平成十五年法

律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「独立行政法人農業技術研究機構法(平成十一年法律第九十一号)第十二条第一項」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法(平成十一年法律第九十二号)第十九条第一項」に改める。

(独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。附則に次の一条を加える。

(食品安全基本法の一部改正)

第十七条 食品安全基本法(平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「第十二条第一項の規定による要請」を「第十四条第一項の規定による要請」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第七条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十六 食品の安全性の確保を図るための環境の総合的な整備に関する事項

第四条第三項第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 食品安全基本法(平成十五年法律第 号)第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定、同法第十一条第一項に規定する食品健康影響評価並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報

及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

第三十七条第三項の表民間資金等活用事業推進委員会の項の次に次のように加える。

食品安全委員会

食品安全基本法

理由

科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

食品安全基本法案(内閣提出)に関する報告

一 議案の目的及び要旨

本案は、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 総則

(一) 目的

この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境

の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(二) 定義

この法律において「食品」とは、すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいうこと。

(三) 基本理念

(1) 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならないこと。

(2) 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程(以下「食品供給行程」という。)の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならないこと。

(3) 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることにより、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならないこと。

(四) 責務及び役割

(1) 国の責務

国は、(三)に定める食品の安全性の確保についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

(2) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念のっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(3) 食品関連事業者の責務

ア 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。)若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者(以下「食品関連事業者」という。)は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有すること。イ アに定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念のっとり、その事

業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならないこと。

ウ ア及びイに定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有すること。

(4) 消費者の役割

消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることよって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

(四) 法制上の措置等

政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

2 施策の策定に係る基本的な方針

(一) 食品健康影響評価の実施

(1) 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、(2)に掲げるとき等を除き、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食

品健康影響評価」という。)が施策として行われなければならないこと。

(2) 人の健康に悪影響を及ぼすことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合は、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないときにおいては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならないこと。

(二) 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、(一)の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならないこと。

(三) 情報及び意見の交換の促進

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならないこと。

(四) 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならないこと。

(五) 関係行政機関相互の密接な連携

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならないこと。

(六) 試験研究の体制の整備等

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置が講じられなければならないこと。

(七) 内外の情報の収集、整理及び活用等

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならないこと。

(八) 表示制度の適切な運用の確保等

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の表示の制度の適切な運用の確保その他食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置が講じられなければならないこと。

(九) 食品の安全性の確保に関する教育、学習等

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならないこと。

(十) 環境に及ぼす影響の配慮

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮して、これが行われなければならないこと。

(四) 措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表

(1) 政府は、(一)から(十)までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項(以下「基本的事項」という。)を定めなければならないこと。

(2) 内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。

(3) 内閣総理大臣は、(2)の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本的事項を公表しなければならないこと。

3 食品安全委員会

(一) 設置

内閣府に、食品安全委員会(以下「委員会」という。)を置くこと。

(二) 所掌事務

(1) 委員会は、次に掲げる事務をつかさどること。

ア 基本的事項の案の作成について内閣総理大臣に意見を述べること。

イ (三)により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。

ウ イにより行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大

臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

エ イにより行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

オ 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。

カ イからオまでに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。

キ イからカまでに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。

ク 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務を調整を行うこと。

(2) 委員会は、(1)のイの食品健康影響評価の結果を関係各大臣に対して通知しなければならぬとともに、その通知に係る事項又は(1)のウ若しくはエの勧告の内容を公表しなければならないこと。

(3) 関係各大臣は、(1)のウ又はエの勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならないこと。

(三) 委員会の意見の聴取

食品衛生法第七条第一項の規定により基準又は規格を定めようとするとき等、関係各大臣が委員会の意見を聴かなければならぬ

ない場合を定めるほか、関係各大臣は、必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができること。

(四) 資料の提出等の要求等
(1) (二)の所掌事務を遂行するため、資料の提出等の要求及び調査の委託について定めること。

(2) 委員会は、食品の安全性の確保に關し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため、国の関係行政機関の試験研究機関に対し、必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができること。

(五) 組織

委員会は委員七人をもって組織し、委員のうち三人は非常勤とすること。

(六) 委員の任命

委員は、食品の安全性の確保に關して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。

(七) 委員の任期等

委員の任期は三年とするほか、委員の罷免、委員の服務、委員の給与、委員長、会議、専門委員、事務局及び政令への委任について定めること。

4 附則

(一) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、3の内の両議院の同意を得ることに關する部分は、公布

の日から施行すること。

(二) 関係法律の改正等

この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任命に關して定めるほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の修正議決理由

本案は、基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを新たに構築することにより、食品の安全性の確保に關する施策を総合的に推進しようとするものであり、妥当な措置と認めらるるが、「食品供給の行程」を「国内内外における食品供給の行程」に改めるとともに、附則に検討条項を加えることが適当であると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

なお、日本共産党の提案に係る修正案は、賛成少数をもって否決された。

また、別紙のとおり、附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十五年度一般会計予算に約二十億八千二百万円が計上されている。

右報告する。

平成十五年四月十八日

内閣委員長 佐々木秀典

衆議院議長 綿貫 民輔殿

〔別紙〕

(小字は修正)

(食品供給行程の各段階における適切な措置)

第四条 農林水産物の生産から食品の販売に至る

一連の食品供給の行程(以下「食品供給行程」

という)におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

(内外の情報の収集、整理及び活用等)

第十七条 食品の安全性の確保に關する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に關する内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

附則

(内閣府設置法の一部改正)

第七条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十六 食品の安全性の確保を図るための環境

の総合的な整備に関する事項

第四条第三項第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二 食品安全基本法(平成十五年法

律第 号)第二十一条第一項に規定する

基本的事項の策定、同法第十一条第一項

に規定する食品健康影響評価並びに食品の

安全性の確保に關する関係者相互間の情報

及び意見の交換に關する関係行政機関の事

務の調整に關すること。

第三十七条第三項の表民間資金等活用事業推

進委員会の項の次に次のように加える。

食品安全委員会 食品安全基本法案

(検討)

第八条 政府は、食品の安全性の確保を図るための諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(別紙)

食品安全基本法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、食品の安全性の確保に万全を期するよう、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 一 いわゆるリスクコミュニケーションの実施に当たっては、施策の策定の基礎となる資料についても幅広く公表し、関係者相互間の情報及び意見の交換が建設的に行われることとなるよう、十分に配慮するものとする。
- 二 いわゆるトレーサビリティ・システムについて、食品の生産・流通の実態を踏まえつつ、技術的、経済的等の観点から、調査・研究を進めるとともに、食品の生産・流通過程の追跡・遡及ができるよう、その推進を図るものとする。
- 三 食品の安全性の確保に関する規制については、より効率的かつ実効性のある規制とするよう努めること。
- 四 食品安全委員会は、運営の透明性の確保や国民への情報提供の観点から、会議を原則として公開するとともに、業務の実施状況に関し機動的かつ柔軟に報告書等を取りまとめ、公表するものとする。
- 五 食品安全委員会に設置される予定の企画及び

リスクコミュニケーションに関する専門調査会には、消費者の意見を代表する者が参加できるようにすること。

六 食品安全委員会が行う食品健康影響評価に係る年間計画の作成に当たっては、消費者、食品関連事業者等の意見に十分配慮すること。

独立行政法人環境再生保全機構法案

右

国会に提出する。

平成十五年二月十四日 内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人環境再生保全機構法案

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
- 第二章 役員及び職員(第六条―第九条)
- 第三章 業務等(第十条―第十八条)
- 第四章 雑則(第十七条―第二十一条)
- 第五章 罰則(第二十二条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、独立行政法人環境再生保全機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人環境再生保全機構とする。

目的

(機構の目的)

第三条 独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第三条第五項及び第四条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第十四条第一項の公害健康被害予防基金又は第十五条第一項の地球環境基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事三人以内を置くこと

とができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員任期)

第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員及び職員(地位))

第九条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十四年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 公害に係る健康被害の補償に関する次に掲げる業務を行うこと。
- イ ばい煙発生施設等設置者(公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号。以下この項及び次条において「補償法」という。))第五十二条第一項のばい煙発生施設等設置者(いう。))及び特定施設等設置者(補償法第六十二条第一項の特定施設等設置者をいう。))からの汚染負荷量賦

とができる。

<p>課金(補償法第五十二条第一項の汚染負荷量賦課金をいう。)及び特定賦課金(補償法第六十二条第一項の特定賦課金をいう。)の徴収</p> <p>ロ 補償法第十三条第二項の規定による支払</p> <p>ハ 補償法第四十八条の規定による納付金の納付</p> <p>二 補償法第六十八条に規定する業務を行うこと。</p> <p>三 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。</p> <p>イ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体(民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。)による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの</p> <p>ロ 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの</p> <p>ハ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの</p> <p>四 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。</p> <p>五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。)の処理を確実かつ適正に行つていくことができるものと認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものでつき助成金の交付を行うこと。</p> <p>六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条の五第三項(同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。)の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。</p> <p>七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。</p> <p>(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)</p> <p>第十一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、前条第一項第二号(補償法第六十八条第二号に係る部分に限る。)、第三号又は第五号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法</p>	<p>第二項第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七條第二項、第十九條第一項及び第二項、第二十四條並びに第三十三條中「国」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、同法第十四條中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構の事業年度」と読み替へるものとする。</p> <p>(区分経理)</p> <p>第十二條 機構は、第十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下「公害健康被害補償予防業務」という。)に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>(積立金の処分)</p> <p>第十三條 機構は、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち環境大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。</p> <p>2 環境大臣は、前項の規定による承認をしよう</p>	<p>とするときは、あらかじめ、環境省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、前項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(公害健康被害予防基金)</p> <p>第十四條 機構は、第十条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために公害健康被害予防基金を設け、附則第三条第十項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び同条第十一項の規定により大気汚染物質排出施設設置者等(大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気汚染に関連のある事業活動を行う者をいう。以下同じ。)から拠出があつたものとされた金額並びに第五条第二項後段の規定により公害健康被害予防基金に充てらるべきものとして政府が示した金額及び公害健康被害予防基金に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。</p> <p>2 通則法第四十七條及び第六十七條(第四号に係る部分に限る。)の規定は、公害健康被害予防基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七條第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替へるものとする。</p>
--	---	---

(地球環境基金)

第十五条 機構は、第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために地球環境基金を設け、附則第四条第十一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び同条第十二項の規定により政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額並びに第五条第二項後段の規定により地球環境基金に充てるべきものとして政府が示した金額及び地球環境基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 機構は、次の方法による場合を除くほか、地球環境基金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他環境大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他環境大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの
- 四 財政融資資金への預託

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金)
第十八条 機構は、第十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に要する費用で環境省令で定める範囲内のものに充てるためにポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、附則第四条第十三項の規定によりポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てられた金額並びに第三項の規定により交付を受けた補助金及びポリ塩

化ビフェニル廃棄物処理基金に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七条及び第六十七条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

3 政府及び都道府県は、予算の範囲内において、機構に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てる資金を補助することができる。

第四章 雑則

(財務大臣との協議)

第十七条 環境大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十条第一項第五号及び前条第一項の環境省令を定めようとするとき。
- 二 第十三条第一項の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第十五条第二項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)
第十八条 機構に係る通則法における主務大臣は次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、環境大臣
- 二 第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、農林水産大臣、経済産業大臣、

国土交通大臣及び環境大臣

三 第十条に規定する業務のうち前号に掲げる業務以外のものに関する事項については、環境大臣

2 機構に係る通則法における主務省及び主務省令は、それぞれ環境省及び環境省令とする。

(他の法令の準用)

第十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十一条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により環境大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 三 第十四条第二項及び第十六条第二項において

て読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して公害健康被害予防基金若しくはポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を運用し、又は第十五条第二項の規定に違反して地球環境基金を運用したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(環境事業団法の一部改正)

第二条 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第十八条第一項第六号」を「第十八条第一項第一号から第六号まで」に改める。

(公害健康被害補償予防協会の解散等)

第三条 公害健康被害補償予防協会(以下「協会」という。)は、機構の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時にいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に協会が有する権利(附則

第十八条の規定による改正前の公害健康被害の補償等に関する法律(以下「旧補償法」という。))第九十八条の二第二項に規定する基金に係る経理に属する資産に限る。のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

- 4 協会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
- 5 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(第一号から第三号までに掲げる金額があるときは当該金額を控除した金額とし、第四号に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とする)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。
- 一 旧補償法第九十八条の二第二項に規定するその他の経理において旧補償法第九十五条第一項の規定により積立金として整理されている金額
- 二 旧補償法第九十八条の二第二項に規定する基金に係る経理において旧補償法第九十五条第一項の規定により積立金として整理されている金額に相当する金額のうち環境大臣が財務大臣と協議して定める金額
- 三 旧補償法第九十八条の二第一項の基金(以下「旧公害健康被害予防基金」という。)に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出された金額
- 四 第一号に規定する経理において旧補償法第九十五条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額
- 6 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧補償法第九十八条の二第二項に規定するその他の経理において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、第十二条に規定する公害健康被害補償予防業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。
- 9 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第五項第二号に掲げる金額を、第十二条に規定する公害健康被害補償予防業務に係る勘定に属する積立金として整理するものとする。
- 10 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、旧公害健康被害予防基金に充てるべきものとして政府から出資された金額(第二項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧公害健康被害予防基金に充てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。)に相当する金額は、機構の成立に際し、第十四条第一項の公害健康被害予防基金に充てるべきものとして政府から機構に対し出資されたものとする。
- 11 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、旧公害健康被害予防基金に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出された金額に相当する金額は、機構の成立に際し、第十四条第一項の公害健康被害予防基金に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出されたものとする。
- 12 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
- (環境事業団の解散等)
- 第四条 環境事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に關し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において機構及び日本環境安全事業株式会社(以下「会社」という。)が承継する。
- 2 事業団の解散の際現に事業団が有する権利のうち、機構及び会社がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、事業団の解散の時において国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該各号に定めるところによる。
 - 一 機構 事業団が有する権利及び義務のうち次号に掲げるもの以外のもの
 - 二 会社 附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法(附則第二条の規定による改正後の環境事業団法をいう。以下「旧事業団法」という。)第十八条第一項第六号、第九号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る権利及び義務
- 5 第一項の承継計画書は、事業団が、政令で定める基準に従って作成して環境大臣の認可を受けたものでなければならない。
- 6 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、機構及び会社が従前の例により行うものとする。
- 7 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額(次項の規定により積立金として整理される金額があるときは当該金額及び第十二項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額の合計額に相当する金額を控除した金額とし、次項の規定により繰越欠損金として整理される金額があるときは当該金額を加算した金額とする)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。
- 8 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い機構が旧事業団法第二十五条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額(環境大臣が財務大臣と協議して定める金額を除く。以下この条において同じ。)が負債の金額を超えるときは、その差額に相当する額については附則第七条第二項に規定する承継勘定に属する積立金として、旧事業団法第二十五条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する額については附則第七条第二項に規定する承継勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。
- 9 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

平成十五年四月二十二日 衆議院会議録第二十四号 独立行政法人環境再生保全機構法案及び同報告書

官報(号外)

10 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

11 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、旧事業団法第三十七条第一項の地球環境基金(以下「旧地球環境基金」という。)に充てるべきものとして政府から出資された金額(第一項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧地球環境基金に充てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。)に相当する金額は、機構の成立に際し、第十五条第一項の地球環境基金に充てるべきものとして政府から機構に対し出資されたものとする。

12 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、旧地球環境基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額に相当する金額は、機構の成立に際し、第十五条第一項の地球環境基金に充てることを条件として政府以外の者から機構に対し出えんされたものとする。

13 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧事業団法第三十五条第一項のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の総額に相当する金額を、第十五条第一項のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てるものとする。

14 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における附則第二十二條の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條の六第一項の維持管理積立金の総額に相当する金額を、第十五条第一項の維持管理積立金に充てるものとする。

15 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)
第五条 前条第一項の規定により機構が承継する旧事業団法第二十七條第一項の規定による事業団の長期借入金に係る債務について政府がした旧事業団法第二十八條の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 旧事業団法第二十七條第一項の規定により事業団が発行した環境事業団債券は、附則第八條第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。
(機構の成立)
第六条 機構は、通則法第十七條の規定にかかわらず、附則第十八條の規定の施行の時に成立する。

2 機構は、通則法第十六條の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。
(機構の業務の特例)
第七条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 旧事業団法第十八條第一項第二号から第五号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務で附則第二十条の規定の施行前に開始されたものを行うこと。
二 次に掲げる規定により設置され、及び譲渡

された施設等について賦払の方法によりその対価の支払が行われるときにおけるその賦払金に係る債権の管理及び回収を行うこと。

イ 公害防止事業団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十三号)による改正前の公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八條第一号から第四号まで

ロ 公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十九号)による改正前の公害防止事業団法第十八條第一項第一号から第四号まで

ハ 環境事業団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十四号)第一条による改正前の環境事業団法第十八條第一項第一号から第五号まで

ニ 環境事業団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十四号)第二条による改正前の環境事業団法第十八條第一項第一号から第四号まで及び第五号

ホ 環境事業団法の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十六号)による改正前の環境事業団法第十八條第一項第一号から第五号まで及び第七号

ヘ 旧事業団法第十八條第一項第一号から第五号まで
三 次に掲げる規定により貸付けられた資金に係る債権の管理及び回収を行うこと。

イ 公害防止事業団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十三号)による改正前の公害防止事業団法第十八條第五号

ロ 公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十九号)による改正前の

公害防止事業団法第十八條第一項第五号
ハ 環境事業団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十四号)第一条による改正前の環境事業団法第十八條第一項第六号

ニ 環境事業団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十四号)第二条による改正前の環境事業団法第十八條第一項第六号

2 機構は、前項各号に掲げる業務(以下「承継業務」という。)の経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「承継勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

3 機構が承継業務を行う間、第十三條第一項、第十八條第一項第三号及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは、「第十条及び附則第七條第一項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

4 機構が第一項第一号に掲げる業務を行う間、当該業務(旧事業団法第十八條第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに限る。)に係る通則法における主務大臣は、前項の規定により読み替えて適用する第十八條第一項第三号の規定にかかわらず、国土交通大臣とする。

5 機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う間、当該業務(旧事業団法第十八條第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係るものに限る。)に要する費用の一部に充てるため、環境大臣の承認を受けた金額を第十二條に規定する公害健康被害補償予防業務に係る勘定から承継勘定に繰り入れることができる。

6 機構が第一項第一号に掲げる業務を行う間、通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は役員となることができず。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

7 機構は、第一項第一号に掲げる業務に係る事業実施計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定による協議をするに当たつては、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

9 第七項に規定する主務大臣及び主務省令は、次のとおりとする。

一 旧事業団法第十八條第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに同項第五号に掲げる業務のうち都市公園となるべき緑地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれらに附帯する業務に係るものに関する事項については、国土交通大臣及び国土交通省令

二 第一項第一号に掲げる業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、環境大臣及び環境省令

10 第七項の規定により主務大臣の認可を受けな

ければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第八條 機構は、承継業務に必要な費用に充てるため、環境大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は環境再生保全機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による債券(当該債券に係る債権が附則第十條の規定に基づき信託された金銭債権により担保されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債券の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、環境大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は証券会社に委託することができる。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九條、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第九條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前條第一項の規定による長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條第一項の規定に基づき政府が保証契約を

することができる債務を除く。)について保証することができる。

第十條 機構は、環境大臣の認可を受けて、債券に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一條第一項の認可を受けた金融機関(次条において「信託会社等」という。)に信託することができる。

第十一條 機構は、環境大臣の認可を受けて、承継業務に要する資金を調達するため、その金銭債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することができる。

第十二條 機構は、前二條の規定によりその金銭債権を信託するときは、当該信託の受託者から次に掲げる業務の全部を受託しなければならない。

一 当該金銭債権の回収に関する業務
二 当該金銭債権の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分
第十三條 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、機構による附則第七條第一項第二号及び第三号に掲げる業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金を交付することができる。

第十四條 機構は、毎事業年度、附則第八條第一項の規定による長期借入金及び債券の償還計画を立てて、環境大臣の認可を受けなければならない。

第十五條 環境大臣は、附則第八條第一項若しくは第四項、第十條、第十一條又は前條の認可をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

第十六條 機構は、承継業務を終えたときは、承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 機構は、前項の規定により承継勘定を廃止したときは、その廃止の際承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。(見直し)

第十七條 第十條第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務については、平成二十八年三月三十一日までの間に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の状況等を勘案しつつ、廃止を含めて見直しを行うものとする。

第十八條 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を次のように改正する。

正) 第十八條 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を次のように改正する。

「第五章 公害健康被害補償予防協定」
第一節 総則(第六十八條、第七十三條)
第二節 役員及び職員(第七十四條、第七十七條)
第三節 評議員会(第八十五條、第八十七條)
第四節 業務(第八十八條、第九十條)
第五節 財務及び会計(第九十二條、第九十條)
第六節 監督(第九十條、第九十條)
第七節 補則(第九十條、第九十條)
第六十八條 第二百五條)に改める。

第十三条第二項中「公害健康被害補償予防協会(以下「協会」を、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」に改める。

第四十八条、第四十九条第一項及び第二項、第五十一条、第五十二条第一項、第五十五条第一項及び第三項から第五項まで、第五十六条、第五十七条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第五十八条第一項中「協会」を「機構」に改める。

(資料の提出)

第六十条の二 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることができる。

第六十二条第一項、第六十四条並びに第六十五条第一項及び第二項中「協会」を「機構」に改める。

第六十六条中「第六十条を」「第六十条の二」に改める。

第五章を次のように改める。

第五節 公害健康被害予防事業

第六十八条 機構は、大気の汚染の影響による健康被害を予防するため、次の業務を行う。

一 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。

二 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体(施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方

公共団体を含む。)に対する助成金を交付すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第六十九条から第五十五条まで 削除
第六十九条及び第五十条中「協会」を「機構」に改める。

第二百三十九条第三項を第四項とし、同条第二項を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二百四十条第二項中「第二百二条第二項を」「前条第二項」に改める。

第二百四十一条第二項中「第二百二条第二項を」「第二百二十九条第二項」に改める。

第二百四十三条の二中「第二百三十九条第一項及び第三項を」「第二百三十九条第一項及び第四項」に改める。

第二百四十六条第一号中「第九十一条を」「第六十条の二(第六十六条において準用する場合を含む。))」に改める。

第二百四十七条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第二百四十八条を次のように改める。

第二百四十八条 削除

第二百四十九条中、「第二百四十七条第二項又は前条を、又は第二百四十七条」に改める。

第二百五十条を次のように改める。

第五十五条 第五十七条第六項(第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則第二条から第九条までを削り、附則第十条を附則第二条とし、附則第十一条を附則第三条とする。

附則第十二条後段を削り、次のただし書を加える。

ただし、旧法第十三条から第十五条まで、第十八条及び第十九条の規定は、適用しない。

同条に次の二項を加える。
2 前項の認定を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律による認定を受けた者とみなす。

3 政府は、予算の範囲内において、第一項の規定により従前の例によりその認定をすることができるとされている者の認定に関し旧法第十条の規定により都道府県が支弁する費用及び旧法第十二条の規定により都道府県が補助する費用に充てるため、当該都道府県に対し、交付金を交付するものとする。

附則第十二条を附則第四条とし、附則第十三条を附則第五条とし、附則第十四条を削る。

附則第十五条中「附則第十二条を、附則第四条第一項」に改め、同条を附則第六条とし、附則第十六条を削る。

附則第十七条第二項中「環境事業団を」「機構」に改め、同条を附則第七条とし、附則第十八条を削る。

に改め、同条を附則第七条とし、附則第十八条を附則第八条とし、附則第十九条を削る。

附則第十九条の二第一項中「協会」を「機構」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第十九条の三第一項中「協会は、第九十八条の二第一項を」「機構は、独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第 号。以下「機構法」という。)第十四条第一項に、「者」を「大気汚染物質排出施設設置者等」に、「第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))」を「第六十八条に規定する業務」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第十九条の四(見出しを含む。)中「協会」を「機構」に、「第九十八条の二第一項を」「機構法第十四条第一項」に、「基金」を「公害健康被害予防基金」に、「第八十八条第四号及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))」を「第六十八条に規定する業務」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則第二十条から第三十二条までを削る。

附則第二十条から第三十二条までを削る。
(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 旧補償法(第七十六条及び第八十六条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は前条の規定による改正後の公害健康被害の補償等に関する法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(環境事業団法の廃止)
第二十条 環境事業団法は、廃止する。

(環境事業団法の廃止に伴う経過措置)
第二十一条 旧事業団法(第九条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は日本環境安全事業株式会社法(平成十五年法律第 号)中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)
第二十二條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を次のように改正する。
第八條の五第二項中「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)」に改め、同条第三項及び第五項中「環境事業団」を「機構」に改める。
第八條の六を削る。

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正)
第二十三條 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十二條」を「第二十一條」に改める。
第二條中第三項を削り、第四項を第三項とする。
第十八條を削り、第十九條を第十八條とし、第二十條から第二十二條までを一條ずつ繰り上げる。
(公害防止事業費事業者負担法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四條 公害防止事業費事業者負担法第二條第二項第一号の施設の設定には、機構が附則第七條第一項第一号の規定に基づいて行う事業(旧事業団法第十八條第一項第二号に掲げるものに限る。)により設置する施設の譲受けを含むものとし、当該譲受けの事業に係る前条による改正前の同法第十八條の規定の適用については、なお従前の例による。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)
第二十五條 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第六條の見出しを「(港務局)についてのこの法律の適用」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。
(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十六條 前条の規定による改正前の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下この条において「旧特別措置法」という。)第六條第一項の規定は、機構が附則第七條第一項第一号の規定に基づいて行う事業(旧事業団法第十八條第一項第二号に掲げるものに限る。)に係る経費に対する政府の補助の算定については、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第六條第一項中「環境事業団」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構」と、「環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八條第一項第二号」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第 号)附則第七條第一項第一号」と読み替えるものとする。
(罰則の適用に関する経過措置)
第二十七條 附則第十八條及び第二十條の規定の

施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二十八條 附則第三條から第五條まで、第七條から第十八條まで、第十九條、第二十一條、第二十四條及び前二條に規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(地方自治法の一部改正)
第二十九條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の項中「第百三十九條第一項及び第三項」を「第百三十九條第一項及び第四項」に改める。
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第三十條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。
第二十四條第二項中、「環境事業団」を削る。
(所得税法の一部改正)
第三十一條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一 第一号の表環境事業団の項及び公害健康被害補償予防協会の項を削る。
(法人税法の一部改正)
第三十二條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一 第一号の表環境事業団の項及び別表

第二十一條の表公害健康被害補償予防協会の項を削る。
(印紙税法の一部改正)
第三十三條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二 環境事業団の項を削る。
(登録免許税法の一部改正)
第三十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二 環境事業団の項を削る。
(消費税法の一部改正)
第三十五條 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。
別表第三 第一号の表環境事業団の項及び公害健康被害補償予防協会の項を削る。
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)
第三十六條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。
別表第一 環境事業団の項及び公害健康被害補償予防協会の項を削る。

理由
特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、公害健康被害補償予防協会及び環境事業団を解散して独立行政法人環境再生保全機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年四月二十二日 衆議院會議録第二十四号 独立行政法人環境再生保全機構法案及び同報告書

独立行政法人環境再生保全機構法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、公害健康被害補償予防協会及び環境事業団を解散して独立行政法人環境再生保全機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 本独立行政法人の名称は、「独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。）」とするものとする。

2 機構は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、最終処分場の維持管理積立金の管理等の業務を行うものとし、これらの業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とするものとする。

3 機構の資本金、役員及び職員、公害健康被害予防基金、地球環境基金等の設置及び運用、機構に係る主務大臣等、機構の財務及び運営に関する事項を定めるものとする。

4 公害健康被害補償予防協会及び環境事業団の解散、機構の設立に当たっての経過措置、機構が行う業務の特例等についての所要の規定を設けるものとする。

5 機構は、平成十六年四月一日に設立するものとする。

のとする。

6 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正、環境事業団法の廃止及び関係法律の一部改正については、平成十六年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、公害健康被害補償予防協会及び環境事業団を解散して独立行政法人環境再生保全機構を設立しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十五年度一般会計予算環境省所管に約一億一千三百万円が計上されている。

平成十五年四月十八日

環境委員長 松本 龍
衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

独立行政法人環境再生保全機構法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 公害健康被害補償予防協会及び環境事業団の環境再生保全機構への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分発揮されるよう、同機構の組織・体制及び事業の決定等について、適切な指導等を行うこと。

二 環境保全活動を行う民間団体における地球環境基金事業の重要性にかんがみ、同基金の充実・確保に努めること。また、支援基準の明確化を図るとともに、支援状況について情報公開を積極的に行い、支援業務の透明性を確保すること。

三 環境事業団から環境再生保全機構へ移行される延滞債権の回収・処理を推進するとともに、経営の合理化、効率化及び経費の削減に努めるよう適切な指導等を行うこと。

四 環境再生保全機構への移行に当たっては、公害健康被害補償予防協会及び環境事業団の職員の雇用の安定を含めた良好な労働関係に配慮すること。

五 ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の確実な処理に必要な費用を確保するため、PCB廃棄物処理基金の着実な造成に向けて、PCB製造業者等に対する出せん要請を引き続き行っていくこと。

六 健康被害予防事業については、地方公共団体の要望を踏まえ、適切かつ効果的に実施すること。

七 独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員を選任についても同様とすること。

日本環境安全事業株式会社法案
右
国会に提出する。

平成十五年二月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

日本環境安全事業株式会社法

目次

第一章 総則(第一条-第三条)

第二章 経営の健全性及び安定性の確保(第四条-第十二条)

第三章 雑則(第十三条-第十五条)

第四章 罰則(第十六条-第二十一条)

附則

第一章 総則

(会社の目的及び事業)

第一条 日本環境安全事業株式会社(以下「会社」という。)は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業及び環境の保全に関する情報又は技術的知識を提供する事業並びにこれらに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内において、環境大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を営むことができる。

(商号の使用制限)

第二条 会社でない者は、その商号中に「日本環境安全事業株式会社」という文字を使用してはならない。

(一般担保)

第三条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九

年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第二章 経営の健全性及び安定性の確保 (株式)

第四条 政府は、会社がポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。)の処理に係る事業(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業」という。)を経営する間、会社の総株主の議決権の過半数を保有していなければならない。

2 会社は、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

3 会社は、前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(長期借入金)
第五条 会社は、弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。

(代表取締役等の選定等の決議)
第六条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業基本計画)

第七条 会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に従い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の設置の場所、当該処理施設における処理量の見込み及び処理の方法その他環境省令で定める事業の基本となる事項に関する計画(以下「事業基本計画」という。)を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。事業基本計画の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く)をしようとするときも、同様とする。

(事業計画)

第八条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第九条 会社は、環境省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更等)

第十条 会社の定款の変更、利益の処分、合併、分割及び解散の決議は、環境大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)

第十一条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(債務保証)

第十二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に要する費用に充てるための会社の長期借入金に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ得る債務を除く。)について保証することができる。

第三章 雑則

(監督)

第十三条 会社は、環境大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 環境大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

第十四条 環境大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣との協議)

第十五条 環境大臣は、第一条第二項、第四条第二項、第五条、第七条から第九条まで又は第十条(会社の定款の変更の決議に係るもの)については、会社が発行する株式の総数を変更するものに限り、の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四章 罰則

第十六条 会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第十八条 第十六条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の例に従う。

第十九条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役

ののほか、会社の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等の環境の保全上の支障の防止のための事業を行う日本環境安全事業株式会社を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本環境安全事業株式会社法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等の環境の保全上の支障の防止のための事業を行う日本環境安全事業株式会社を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 本会社の名称は、「日本環境安全事業株式会社(以下「会社」という。)」とするものとする。

2 会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業及び環境の保全に関する情報等を提供する事業等を経営するものとする。

3 会社の経営の健全性及び安定性の確保のために、会社がポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業を経営する間は政府が会社の総株主の議決権の過半数を保有するものとし、会社は、新株等の発行、資金の長期借入れ、代表取締役の選定等の決議、ポリ塩化ビフェニル廃棄

物処理事業に係る事業基本計画の策定等については、環境大臣の認可を受けなければならないこと等を定めるものとする。

4 会社の設立の手続き等に関し、所要の規定を置くものとする。

5 会社は、平成十六年四月一日に設立するものとする。

6 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理状況等を勘案しつつ平成二十八年三月三十一日までの間に、会社の在り方について、この法律の廃止及び民営化を含めて見直しを行うものとする。

7 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等の環境の保全上の支障の防止のための事業を行う日本環境安全事業株式会社を設立しようとするもので、その措置は妥当なものとの認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十五年四月十八日

環境委員長 松本 龍

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

日本環境安全事業株式会社法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 日本環境安全事業株式会社の経営に当たっては、環境事業団がこれまで行ってきた事業の内容やその効果について十分に検証を行い、国からの財政支援に頼らずとも健全経営が可能となるよう、将来の民営化も見据えた事業の展開に努めること。

二 日本環境安全事業株式会社の役員を選任に当たっては、業務内容に応じた適切な人材を配する観点から、民間人を積極的に登用するよう努めること。

三 ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の処理に当たっては、適切かつ安全に期間内に達成されるよう努めること。

四 PCB廃棄物処理事業を行うに当たっては、施設の設置及び維持管理費用等を抑制し、PCB廃棄物の処理費用の低減に努めること。

五 PCB廃棄物の処理及び輸送の安全を確保するため、関係機関が協力して輸送インフラ整備、周辺環境整備等の関連事業も一体的に行うよう努めること。

六 PCB廃棄物の処理の必要性、安全性等について、広く啓発普及を行うとともに、処理施設の運転状況や周辺環境への影響等に関する情報を積極的に公開することにより、国民の信頼を確保するよう努めること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第二、五号の発送は都合により後日となるため、第二十四号を先に発送しました。)

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本号一部
送料
別
一〇〇五円